

会 議 録

件名	平成 29 年度 丹波市・一部事務組合情報公開審査会、個人情報保護審査会		
日時	平成 29 年 4 月 19 日 14:00－16:20	場所	丹波市役所 中会議室
出席者	高木委員、上脇委員、松尾委員、岸部委員、山本委員 事務局（柿原、早形、吉住、余田）、丹波少年自然の家（古西）、氷上多可衛生事務組合（井口）、学校教育課（岸田）、都市住宅課（畑、加賀山）、総合政策課（山崎、奥田）、地域医療課（田口、垣内）、税務課（杉上）、国保・医療課（里）、くらしの安全課（足立、梅垣）		
事務局 開会			
【情報公開審査会】			
1 開会あいさつ （上脇会長）			
2 事務局紹介 （柿原）			
3 案件 平成 28 年度情報公開開示状況について （余田）事務局説明 （上脇会長）部分開示は大部分が黒塗りになったいわゆるのり弁といわれるものはないか。 （余田）ありません。			
閉会			
【個人情報保護審査会】			
1 開会あいさつ （高木会長）			
2 案件 平成 28 年度個人情報開示状況について （余田）事務局説明 質疑なし 平成 29 年度個人情報取扱事務登録簿の登録状況について （余田）事務局説明 質疑なし			

学校と警察の相互連絡制度による児童生徒情報の提供について

(岸田) 学校教育課説明

(高木会長) 安全確保や長期欠席児童の情報提供でその安全を守るのは必要。問題は非行があった場合、犯罪の場合は当然必要だが、そうでない、いわゆる教育的指導で十分に更生できる可能性がある生徒の情報も学校長の判断で提供されてしまう恐れがないか。生徒が立ち直ったときにその情報を削除することになるが、警察は入手した情報を手放すことはない。そうすると犯罪捜査に利用され、問題があればその周辺を調査し、少年を傷つけることになるのでは。

次に、よく分からないのが犯罪若しくは触法事案（学校と警察との相互連携に係る協定書案第5条第1号ア）非行集団の構成員である事案（同号イ）、この情報提供を行うとされている事案のア・イと刑訴法との関係をどう整理されたのか。つまり裁判所との連携で非行少年に関する制度はいろいろあるのに使わないのか。これとの関係が分からない。これは違うというが、罪を犯してしまったら、わざわざここに入れる必要があるのか。性格が違うのではないか。

あと、校長が情報提供すると判断する際の手続きはどうなっているのか。それが保障されているのか。制度は生徒の健全育成のためとしているが、むしろ警察が欲しい情報になっている。今までは警察から情報をもらっており、それは分かる。今度は学校の中になる情報を提供することになり、すごく危険だと感じる。

(岸田) ガイドラインの中にも今の質問の答えになるものがあるかも知れない。また一部持ち帰って回答させていただくものもある。最後に言われた（校長の情報提供すると判断する）プロセスは明記されていないが、ご心配のとおり、何でも警察に情報がいくということでマイナス面が発生することは私どもも考えていた。後の手続きにも関連するが、学校内でのことについては学校長のみで判断するのではなく、担任、生徒指導の担当教諭、養護教諭、その他の教諭とも相談する。また学校間での判断に差がでないよう、教育委員会に諮って判断することとしている。警察が一旦渡した情報については離さないということだが、提供した情報は電子化を禁じ、文書の保管期限は1年としている。

具体的な通報事例についてはガイドライン 5-1 の(ア)-(カ)まであげており、ア・イについては性質が違うとの指摘があったが、これについては検討不十分であり説明がうまくできない。協議の段階では他市の状況を踏まえ、この内容とした。指摘いただいたことは再度検討したい。

(高木会長) 文書保存1年とは、市のことでは。

(岸田) 双方のことです。

(高木会長) 処分が確認できないのでは。

(岸田) 相互信頼で。それが前提の協定。

(高木会長) そうしないと警察は動かないということはない。少なくとも警察のほうに学校のほうから提供を受けていると徹底していることを形の上で示してほしい。

特に少年の場合は日々成長し、変わっていく。変わらない子もいるが。

事件は情報として残るのは仕方がないが、これはそういう制度ではないのに、情報が残ってしまう懸念を持たざるを得ない。

一方的に情報を警察からもらうだけでも良いのでは。こちらが個人情報を出す必要はないのでは。

(上脇副会長) アのほうは加害。ウは被害。アでも学内問題や学外の場合もある。それが

学校内で把握できるのか。学内が精いっぱいでは。まして法に抵触するといっても広い。軽犯罪法でも抵触といえる。どの程度の犯罪を想定されているか不明。広くとろうと思えばとれる。

この手の事例では警察に相談していたのに発生した事例が多い。警察に既に相談していることが多いのに、敢えてここで挙げられている事例としてはどういったことを想定されているのか。「おそれ」を抽象的に考えるとどんどん広がる。

一見良い協定書を作っても、教育委員会が入るとしても統一的な判断がきちんとできるか気になる。

(高木会長) 継続対応と出てくるが(5条)、これは一過性のものは対応しないということか。「継続対応が必要と認められる事案」とは具体的にどういったものか。継続する・しないという判断とか。

(岸田) 情報提供を原則1年としているので、それ以降もというとき。一過性のものもあれば、長期の案件もある。

「おそれ」については、何でもありのようなことになるのは読んで分からないことではない。書いてあって書いていないような表現になっている。表現については他市を参考にしたが、限定的に書きすぎると、ということと、最終的には教育委員会で判断して統一性を担保するというのを踏まえ、学校ではどれが当てはまるか考え、当てはまらないと省いた事例が大きいことにならないと言えないため、網羅的になっている。まずは悲しい事件につながらないようにと考え、積極的に警察に提供しようとしている。

警察の方が、情報が欲しいという点については分かりかねる。

文科省の指示があつてではあるが、こちらからも提供するようにしたい。

(高木会長) 目的は問題ない。網羅的になるほど難しい問題がある。

(上脇副会長) 被害があることを考えると、警察に情報提供しておいた方が良い。後で責任追及を受けることもない、と考えるとどんどん広がる。

(岸田) 丹波市でもいろいろな事案があった。過去に同じ情報提供を警察にしていたとしても、当てはまったものはほとんどないと思う。念のため警察に、とは考えていない。

(高木会長) アはもう(犯罪かどうかの判断を)警察に任せてしまえば良い

(上脇副会長) 前半部分はその通り。ましてや犯罪かどうかの判断は刑事裁判でないと分からない。

(高木会長) 刑訴法239条との関係でいうとここに入るのかなど。

※239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

(上脇副会長) 非行集団の構成員もたまたま暴走族と一緒にいたとか。

(高木会長) それは学校でもいろいろと事実認定もされておやりになるはず。ただ、かなどは全部入ってしまい問題がある。

(山本委員) いじめが巧妙になってきており、校内・校外であり、そういう含みをもたせているのかなど。いじめの定義もぼやっとしている。

(上脇副会長) やっている側は冗談だと考えている。

(山本委員) 受け手が被害を受ければ被害になるというのと似て、これもそういったニュアンスを感じる。

(上脇副会長) 警察が対応してくれるかというとなかなかそうはならない。

逆に警察に言ったからと学校側の対応が手薄になることはないか心配。

(岸田) それは想定していない。警察に届けたとしても関わっているのは学校なので、対応は変わらない。

(高木会長) 各校長で対応が変わらないというのは教育委員会が保障してチェックする。あとの手続きについては相当、教育的指導が尽くされたうえでの最後の手段だと理解してよいか。

(岸田) はい

(上脇副会長) 教育委員会にあげていく手続きについても文書化されるのか。

(岸田) 口頭・電話などガイドラインの中にある。様式をつけて文書にするかはまだ作成していない。教育委員会では口頭・電話での報告があれば学校長に面談することになる。ものによっては教育委員会の職員が学校に赴いて、学校の職員、いじめ対応チーム等と協議することになる。

(高木会長) 保護者との連携というのは保護者からも情報収集するのか。

(岸部委員) 現場の先生方の声は反映して作成しているのか。社会情勢を踏まえ丹波市として作成を考えたのか。

(岸田) 昨今の社会情勢と文科省通知、近隣自治体の動きが策定にむけた動きのきっかけ。現場からの要望があったわけではない。

(松尾委員) 現場にこういったことを考えていると説明された際の反応はどうだったか。

(岸田) 学校長へは周知したが、事細かな話を聞かせてもらってはいない。

(松尾委員) 学校からやりたい、やりたくないというのは分からない。

(岸田) はい。備えとして作っておきたいということ。

(上脇副会長) 予防的にやるということ。

(高木会長) この制度があれば、川崎市の事件が防げたかという疑問がある。

※川崎市中1 男子生徒殺害事件

(高木会長) 犯罪をするおそれがあるというのは、何をするか分からないというから通報するということ。いじめ・長期欠席は教育の問題と密接にかかわるから分かる。

この子が何をするか分からないからというのはどうか。無いと何か問題か。

必要性が分かりにくい。「非行・問題行動にかかる被害の未然防止」や「安全確保と犯罪被害の防止」に役に立つというのは分かるが、「非行・問題行動の防止と健全育成」に役に立つかという疑問。

保護者には知らせるのか。保護者の関与は。

(岸田) 保護者にすべて知らせてから警察と連携する場合ばかりではない。

保護者に知らせたばかりに、ということもある。

(高木会長) 虐待の被害など、被害というのは分かる。問題は「非行・問題行動の防止と健全育成」このための情報提供が必要か疑問。

やるかどうか分からない情報を学校から積極的に出すことが防止につながるか、健全育成につながるといえるか。ガイドラインをもう少し検討し、基準を明確にしてほしい。

(上脇副会長) 警察はこういう情報をもらえばこう行動するという指針はあるのか。

(高木会長) ないと思う。ケースバイケースとしか答えない。

(上脇副会長) 親の虐待を別にし、その他の場合は、学校が状態を把握した時点で親に相談する。その場合、親が警察に相談すると判断するのであって、敢えて親を飛び越えてまで警察に学校から情報提供する必要があるのか。

(高木会長) ケースとしてはあり得る。ただケースとして少ないのにここまで網羅的なものを作る必要があるのか。どうしても必要という切実感・ひっ迫感が丹波市では感じられない。必要な状況にあるのか。

(山本委員) 丹波市では生徒も少なく、先生の目は割と行き届いている。

(岸部委員) 丹波市は福知山と接しており、そちらへ行く傾向がある。京都府警とは連携しなくてよいのか。また、年1回検証するとあるが、具体的にどの時期に検証をするのか。実効性のある検証ができるのか。

(岸田) まだ考えていない。

(高木会長) 秘密の保持についても相当チェックがいる。

デマンド交通システム更新に伴うクラウド化について

(畑・加賀山) 都市住宅課説明

(高木会長) 個人情報の漏洩についてはしっかりとしていただきたい。

(山本委員) 利用者は特に高齢者であり、ターゲットの名簿になりかねないので情報の管理はしっかりお願いしたい。

各種証明書のコンビニ交付サービスについて

(山崎) 総合政策課説明

(高木会長) マイナンバーが目指していた方向に着々とすすんでいる。セキュリティ対策を万全にすることに尽きる。これを前提にやむを得ないと考える。

(上脇副会長) マイナンバーカードの普及は丹波市ではどうか。

(山崎) 29年1月時点での交付率は6%とあまり普及していない。

(上脇副会長) コンビニはどの程度信用がおけるか。アルバイトも多いが。

(山崎) キヨスク端末の操作には店員が関わらないので、影響はないと考えている。ちなみに全国381市町村が実施しており、受益者は7,196万人になる。県下では21市町が導入している。本年度開始予定は当市と南あわじ市。早朝夜間の利用もでき、どんどん広がっていくと考える。

(高木会長) 交付の年齢構成は。

(山崎) 把握していない。

(松尾委員) 料金に差は設けるのか。

(山崎) 窓口とコンビニでの差は設けない予定。当市は県下でも手数料が低く設定されているため、それ以上低い額を設定できなかった。

(上脇副会長) コンビニは関与しない。

(高木会長) 本人が自力で操作する以上は、関与しない。

丹波医療センター（仮称）と診療所等との医療情報システム連携について

(田口・垣内) 地域医療課説明

(高木会長) 連携の必要性は分かりますが、セキュリティ対策は確定していないのか。

(田口) 確定していない。詳細は今後詰める。

(高木会長) 審査会としては、個人情報をどうやって守るシステムになっているかというところを問題にする。そこが定まっていないと審査しようがない。早急にセキュリティ対策を固めていただきたい。

(田口) 長期にわたる開発になるため、事前に諮らせていただいた。

(上脇副会長) 方向性の話と、最終可とする話とは別。進めるゴーサインは出せるが、確定させるにはもう一回かけてもらうしかなくなる。

質問だが、自動で情報が流れるようだが、本人の同意は得るのか。また、開発業者にも情報がいくのか。

(垣内) 開発業者が保守業者になり、保守上や不具合確認上、個人情報に触れる機会が生じるとのこと。

(田口) 本人の同意については十分議論できていない。

(高木会長) それは前提になる。そのあたりの検討をしてもらいたい。

市税等クレジット収納システム導入について (税務課)

(杉上) 税務課説明

(高木会長) 個人の事前登録は不要なのか。

(杉上) 納期ごとの都度払いの場合はクレジット情報の登録が毎回必要で、継続払いでは不要です。税では継続払いが使われることはあまりないので、都度払いとなれば、事前登録を要することになります。

(高木会長) 納付番号の入力だけで個人情報につながるようになるのか。

(杉上) そうなります。

(上脇副会長) セキュリティが低すぎるのではないか。

(高木会長) 市の個人情報のセキュリティという点では破られる心配が高い。

(杉上) 納付番号 12 桁とカード情報 12 桁が必要になるのでご入力で他人につながる可能性は低いと考えます。

(高木会長) やはりセキュリティの高さに不安を感じる。セキュリティ面について再度検討してもらいたい。

国保情報集約システムに係る電子計算機の結合によるデータ自動連携について

(国保・医療課)

(里) 国保・医療課説明

(高木会長) セキュリティ対策を万全をお願いします。

(上脇副会長) 国保システムについては、以前より何度か議論にあがった。その際に今後こういう使われ方をするなど思っていた方向にすすんでいる。以前議論したとき以上に重要な内容になってきておりますので、広域化が進むほど、1 点を突破されると全体に漏洩が広がる。セキュリティ対策チームのようなものはないのか。

(岸部委員) 人口 30 万人規模の自治体にならないとなかなか。

(上脇副会長) 県のほうでは対策がすすんでいるのか。

(里) 対策チームをつくって制度開始にむけて準備を進められている。市町のほうにも県から指導をいただいている。

(高木会長) 十分な対策をお願いします。

災害時要援護者名簿の提供状況について (くらしの安全課)

(梅垣) くらしの安全課説明

(高木会長) 同意と不同意がほぼ同数であることからすると、未回答もほぼ同様の内訳になると数字の上で考えると、支援を不要とする人を大勢かかえることになる。

(岸部委員) 私も防災士をしているが、情報は多くあったほうが良いというのは確か。しかし、説明いただいた数では対応しきれないというのも分かる。

(高木会長) 対象者を拡大してもそれに応えられないのでは意味がない。県が言うように対象者をなんとかしたいのは分かるが、実情にあっていない。また、未回答は不

同意とみなすべきではないか。

(上脇副会長) 同意書を出さないということは、助けを求めているということ。

(高木会長) 未回答を同意として情報提供し、実際に災害が起こったとき、この人たちを助けにいったら、既に避難済だった。そして本当に支援を必要として同意書を出していた人たちの救助が間に合わなかった。そういったことになりかねない。

(上脇副会長) 県は、条例を制定する際に、現場である市町に照会しなかったのか。

(梅垣) 他の市は分からないが、当市にはなかった。

(高木会長) 県が条例を定めた気持ちは分かるが、やはり実情にあっていない。

3 その他

(高木会長) 定例会は年1回であるが、必要であれば、都度開催してもらってかまわない。同じ内容を何度も審議するようなことにならないように、事務局としては、途中経過の報告などは不要なので、しっかりと固まった案件を審査会に持ち込むようにしてください。

閉会